

「有機JASにおけるゲノム編集技術の取り扱いの検討会」(9月30日)



日本有機食品認証連絡協議会・岩泉好和理事

「有機ゲノム」を一蹴

狙った遺伝子を切断するゲノム編集をEU・米国の有機は禁止。
日本は有機JASで認めるかどうかを、農林水産省が検討会。
安全基金理事でもある岩泉好和さんが大活躍して蹴散らしました。

「有機ゲノム」は禁止

「結論が出るまで、有機JASはゲノム編集技術について、組換えDNA技術と同様に、その取扱いを禁止」と10月1日に農水省。初戦は大勝利でした。

しかし、安倍政権は「統合イノベーション戦略」として、ゲノム編集技術を社会に受け入れさせると閣議決定しているのです。手を変え品を変えて、有機ゲノムの実現を策謀します。

決定した国際会合に参加していた

2000年1月、カナダのモントリオールで開かれた「生物多様性条約特別締約国会議」に安全基金スタッフ2人が出席。徹夜でトレーサビリティ(追跡システム)の議論を繰り返し、30日朝5時に「カルタヘナ議定書」が合意された瞬間を世界で唯一、ビデオ撮影しました。

国連・食品規格委員会(コーデックス)は、私たちが初のインターネット中継したバイオ特別部会で、有機とトレーサビリティの合意に貢献しています。

この2合意にしたがって、ゲノム編集食品に表示義務を課し、それから市場に出すべきなのに、「ゲノム編集した食品は遺伝子を調べてもわからない」として9月19日、消費者庁は表示を義務化しないと決定。

それを受けて、カルタヘナ議定書やコーデックス規格にある遺伝子操作作物の定義から、少し外れるゲノム編集作物を有機で認めるかどうか、検討会を開催したのです。

憲法「第98条2項」違反

検討会に呼ばれた岩泉さんは、2000年から2005年ごろの本誌を駆使しながら、ゲノム編集作物をEU・米国の遺伝子操作作物に含めて有機で禁止しているのに、日本が有機で認めると、コーデックス規格に反すると主張。

そして、ゲノム編集作物を有機に認めることは「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とした憲法第98条2項に反し「憲法違反」と主張しました。

この意見に、政府側も専門家も反論できず、農水省提案を蹴散らすことができたのです。

伝統を重視する「有機」

伝統を重視し、合成や遺伝子の改変を嫌うのが「有機」です。

有機でも肥料や農薬は用いますが、昔から用いてきた資材か、使用に抵抗感のない許可資材を用いることになっています。

遺伝子を新技術で改変した作物は、有機とは似合いません。

ゲノム編集作物が広がって50年か100年後、伝統食品の仲間入りをしてから、有機に認証すればいいのです。

私たちはゲノム編集作物に反対しているわけではなく、一般食品には表示させ、有機としては認めないだけです。

次の戦いでは多くの国民が声を上げ、有機からゲノム編集作物を排除しましょう。(小若)